

法律リスト・資料：新型協議会

A. 法律リスト (→B. 資料の類型別もくじへ)

あ行 か行 さ行 た行 は行 ま行 ら行

	法 律 名	該当法令番号	最終改正年月日	類型	協議会情報
あ 行	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	平成十四年十一月二十九日法律第百二十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
う	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成二十一年七月十五日法律第八十二号	平成二三年六月一五日法律第六七号	新型	
え	エコツーリズム推進法	平成十九年六月二十七日法律第百五号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	推進法認定団体
お	大阪湾臨海地域開発整備法	平成四年十二月二十四日法律第百十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
	卸売市場法	昭和四十六年四月三日法律第三十五号	平成二三年六月三〇日法律第八二号		
か 行	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号	平成二二年五月二八日法律第三七号		
	幹線道路の沿道の整備に関する法律	昭和五十五年五月一日法律第三十四号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
	肝炎対策基本法	平成二十一年十二月四日法律第九十七号		新型	肝炎対策推進協議会
	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	平成二十年五月二十三日法律第三十九号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成十年十月二日法律第百十四号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号		
	がん対策基本法	平成十八年六月二十三日法律第九十八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	がん対策推進協議会
き	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	平成十九年五月十一日法律第四十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	

け	景観法	平成十六年六月十八日法律第百十号	平成二三年一二月一四日法律第一二四号	新型	景観協議会
	警察法	昭和二十九年六月八日法律第百六十二号	平成二〇年六月一八日法律第八〇号		警察署協議会
	健康保険法	大正十一年四月二十二日法律第七十号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号		
	原子力災害対策特別措置法	平成十一年十二月十七日法律第百五十六号	平成一八年一二月二二日法律第一一八号		
こ	鉱山保安法	昭和二十四年五月十六日法律第七十号	平成二三年七月二二日法律第八四号		
	厚生労働省設置法	平成十一年七月十六日法律第九十七号	平成二三年六月二二日法律第七二二号		
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成十八年六月二十一日法律第九十一号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号	新型	
	港湾法	昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	国民健康保険法	昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号	平成二三年六月二四日法律第七四号		
	国立大学法人法	平成十五年七月十六日法律第百十二号	最終改正年月日：平成二二年五月二八日法律第三七号		
	子ども・若者育成支援推進法	平成二十一年七月八日法律第七十一号			子ども・若者支援地域協議会
さ 行	災害対策基本法	昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号	平成二三年一二月一四日法律第一二四号		
	産業活力再生特別措置法	平成十一年八月十三日法律第百三十一号	平成二三年六月八日法律第六三三号		中小企業再生支援協議会
し	次世代育成支援対策推進法	平成十五年七月十六日法律第百二十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	自然再生推進法	平成十四年十二月十一日法律第百四十八号		新型	自然再生協議会 (1)[環境省],

					(2) [国土交通省]
	市町村の合併の特例に関する法律	平成十六年五月二十六日法律第五十九号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号		
	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号	平成五年一二月二二日法律第九七号		
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成四年六月三日法律第七十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
	社会福祉法	昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号		都道府県社会福祉協議会
	社会保険医療協議会法	昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号	平成二三年六月二二日法律第七二二号		中央社会保険医療協議会
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成十九年七月六日法律第一百十二号	平成二三年四月二八日法律第三二二号	新型	居住支援協議会
	障害者基本法	昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号	平成二三年八月五日法律第九〇号		中央障害者施策推進協議会 / 地方障害者施策推進協議会
	職業安定法	昭和二十二年十一月三十日法律第四百一十一号	平成二三年六月三日法律第六一号		
	深海底鉱業暫定措置法	昭和五十七年七月十六日法律第六十四号	平成二三年七月二二日法律第八四号		
	人権擁護委員法	昭和二十四年五月三十一日法律第三百三十九号	平成一一年一二月二二日法律第一六〇号		
す	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	平成六年三月四日法律第八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
	水防法	昭和二十四年六月四日法律第百九十三号	平成二三年一二月一四日法律第一二四号		
せ	石油コンビナート等災害防止法	昭和五十年十二月十七日法律第八十四号	平成二三年五月二日法律第三七号		

そ	総合法律支援法	平成十六年六月二日法律第七十四号	平成二三年六月二四日法律第七十四号		
	総合特別区域法	平成二十三年六月二十九日法律第八十一号	平成二四年三月三一日法律第二五号	新型	
た 行	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	平成十二年五月二十六日法律第八十七号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		大深度地下使用協議会
	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	平成元年六月二十八日法律第六十一号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
ち	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	平成十九年五月二十五日法律第五十九号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	地域再生法	平成十七年四月一日法律第二十四号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	平成二十二年十二月十日法律第七十二号	平成二三年一月一四日法律第一二二号	新型	
	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	平成十七年六月二十九日法律第七十九号	平成二三年一月一四日法律第一二二号		
	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	平成二十年五月二十三日法律第四十号	平成二三年一月一四日法律第一二二号	新型	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成十年十月九日法律第百十七号		新型	地球温暖化対策地域協議会
	地方青少年問題協議会法	昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号	平成一一年七月一六日法律第一〇二号		
	中部圏開発整備法	昭和四十一年七月一日法律第百二号	平成一七年七月二九日法律第八九号		中部圏開発整備地方協議会
	津波防災地域づくりに関する法律	平成二十三年十二月十四日法律第百二十三号		新型	
と	動物の愛護及び管理に関する法律	昭和四十八年十月一日法律第百五号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	道路交通法	昭和三十五年六月二十五日法律第百五号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		

	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法	平成八年六月二十一日法律第九十三号	平成一八年一二月二〇日法律第一一五号		
	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	平成二十一年六月二十六日法律第六十四号		新型	
	都市鉄道等利便増進法	平成十七年五月六日法律第四十一号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号	新型	
	都市再生特別措置法	平成十四年四月五日法律第二十二号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号	新型	
は	博物館法 （図書館法も同様）	昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号	平成二三年一二月一四日法律第一二二号		
ひ	東日本大震災復興特別区域法	平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号	平成二三年一二月一六日法律第一二五号	新型	
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律	平成二十三年八月十二日法律第九十八号			
ふ	福島復興再生特別措置法	平成二十四年三月三十一日法律第二十五号			
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄	平成十六年六月十八日法律第百十二号	平成二二年一二月三日法律第六五号		
ま	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	平成七年五月八日法律第八十八号	平成二三年六月二四日法律第七四号		
行	民生委員法	昭和二十三年七月二十九日法律第百九十八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		
ら	老人保健法／ 高齢者の医療の確保に関する法律	昭和五十七年八月十七日法律第八十号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号		

B. 資料の類型別もくじ

1. [新型](#)（最終改正年月日／制定年月日順（降順）に掲載）
2. [その他](#)

● [トップへ戻る](#)

1 新型 ※黄色の網掛けは協議会の構成を定めた条文

総合特別区域法

(平成二十三年六月二十九日法律第八十一号)

最終改正年月日:平成二四年三月三十一日法律第二五号

第八条

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域◆協議会◆（以下この節において「地域◆協議会◆」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域◆協議会◆における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域◆協議会◆における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かななければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(国際競争力強化方針)

第九条

内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。

2 国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え国際競争力強化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、国際競争力強化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国際競争力強化方針の変更について準用する。

（新たな規制の特例措置等に関する提案）

第十条

指定申請をしようとする地方公共団体（地域◆協議会◆を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する◆協議会◆が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該◆協議会◆における協議をしなければならない。

（国と地方の◆協議会◆）

第十一条

内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための◆協議会◆（以下この条において単に「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、◆協議会◆が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）

二 地域◆協議会◆を代表する者

三 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 ◆協議会◆の庶務は、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等

（国際戦略総合特別区域計画の認定）

第十二条

指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第九条第二項第一号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域の名称

二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域◆協議会◆が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域◆協議会◆における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合すること。

二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節 国際戦略総合特別区域◆協議会◆

第十九条

地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域◆協議会◆（以下この条及び第二十八条第一項において「地域◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 地域◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項

各号に掲げる者のほか、地域◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域◆協議会◆の構成員を加えるに当たっては、地域◆協議会◆の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域◆協議会◆が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、地域◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

一 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって地域◆協議会◆の構成員でないものは、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する地方公共団体に対して、自己を地域◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域◆協議会◆が定める。

（地域活性化総合特別区域の指定）

第三十一条

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域◆協議会◆（以下この節において「地域◆協議会◆」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域◆協議会◆における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域◆協議会◆における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

（新たな規制の特例措置等に関する提案）

第三十三条

指定申請をしようとする地方公共団体（地域◆協議会◆を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する◆協議会◆が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該◆協議会◆における協議をしなければならない。

（国と地方の◆協議会◆）

第三十四条

内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための◆協議会◆（以下この条において単に「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、◆協議会◆が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）

二 地域◆協議会◆を代表する者

三 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 ◆協議会◆の庶務は、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

（地域活性化総合特別区域計画の認定）

第三十五条

指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定地域活性化事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域活性化総合特別区域の名称

二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かななければならない。

5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域◆協議会◆が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域◆協議会◆における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合すること。

二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節 地域活性化総合特別区域◆協議会◆

第四十二条

地方公共団体は、第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定の申請、第三十五条第一項の規定により作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域◆協議会◆（以下「地域◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 地域◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域◆協議会◆の構成員を加えるに当たっては、地域◆協議会◆の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域◆協議会◆が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、地域◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

一 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって地域◆協議会◆の構成員でないものは、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する地方公共団体に対して、自己を地域◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域◆協議会◆が定める。

(河川法及び電気事業法の特例等)

第四十九条

指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下「特定水力発電事業」という。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第三十五条第八項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域◆協議会◆（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条及び第五十一条において同じ。）の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。次条第三項及び第五十二条において同じ。）を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。）を組織し、当該地域◆協議会◆において当該特定水力発電事業に

係る特定水利使用計画が協議されていること。

第五十条

国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。）の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域◆協議会◆を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域◆協議会◆を構成する者であって当該地域◆協議会◆において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

東日本大震災復興特別区域法

（平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一六日法律第一二五号

第三章 復興推進計画に係る特別の措置

第一節 復興推進計画の認定等

（復興推進計画の認定）

第四条

その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。）である地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進（以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。）を図るための計画（以下「復興推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 復興推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 復興推進計画の区域

二 復興推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

四 第一号の区域内において次に掲げる区域を定める場合にあっては、当該区域

イ 第二号の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域（以下「復

興産業集積区域」という。)

ロ 第二号の目標を達成するために居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域（以下「復興居住区域」という。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、第二号の目標を達成するために社会福祉、環境の保全その他の分野における地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域（第十五条第一項及び第十六条第一項において「復興特定区域」という。)

五 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

六 前号に規定する復興推進事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容

七 前各号に掲げるもののほか、第五号に規定する復興推進事業に関する事項その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第五号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請（以下この節において単に「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において復興推進事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 前項の提案を受けた特定地方公共団体は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

6 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとする場合において、第十三条第一項の復興推進◆協議会◆（以下この項、第十一条第一項及び第十二条第四項第二号において「地域◆協議会◆」という。）が組織されているときは、当該復興推進計画に定める事項について当該地域◆協議会◆における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

8 特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

9 内閣総理大臣は、申請があった復興推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 復興特別区域基本方針に適合するものであること。

二 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第六条までにおいて単に「認定」という。）をしようとするときは、復興推進計画に定められた復興推進事業に関する事項について、当該復興推進事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

11 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第五条

内閣総理大臣は、申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定復興推進計画の変更）

第六条

認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定復興推進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第七条

内閣総理大臣は、第四条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定復興推進計画（認定復興推進計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定復興推進計画に定められた復興推進事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第八条

内閣総理大臣は、認定復興推進計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定復興推進計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定復興推進計画に定められた復興推進事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該復興推進事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条

内閣総理大臣は、認定復興推進計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第四条第十一項の規定は、第一項の規定による認定復興推進計画の認定の取消しについて準用する。

（認定地方公共団体への援助等）

第十条

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定復興推進計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定復興推進計画に係る復興推進事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該復興推進事業が円

滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定復興推進計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（新たな規制の特例措置等に関する提案及び復興特別意見書の提出）

第十一条

申請をしようとする特定地方公共団体（地域◆協議会◆を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び第八項並びに次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた認定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした認定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する◆協議会◆（当該提案をした認定地方公共団体等を構成員とするものに限る。）が組織されているときは、第四項の規定により閣議の決定を求め、又は前項の規定により通知する前に、当該提案について当該◆協議会◆における協議をしなければならない。

8 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について、国会に対して意見書（次項において「復興特別意見書」という。）を提出することができる。

9 国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、当該復興特別意見書に係る措置の円滑かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

（国と地方の◆協議会◆）

第十二条

内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び認定地方公共団体等の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、都道府県の区域ごとに、復興推進計画の区域において当該認定地方公共団体等が推進しようとする取組、当該取組を推進するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための◆協議会◆（以下この条において単に「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 認定地方公共団体等の長は、◆協議会◆が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（第一項の認定地方公共団体等の長を除く。）

二 当該都道府県内の特定地方公共団体が組織した地域◆協議会◆を代表する者（地域◆協議会◆が二以上ある場合にあつては、各地域◆協議会◆を代表する者）

三 当該都道府県の区域内において復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他当該都道府県の区域内における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等（認定地方公共団体等の長を除く。）は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

9 ◆協議会◆の庶務は、内閣府において処理する。

10 内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容を、適時に（会議において協議が調わなかった場合には、遅滞なく）、かつ、適切な方法で、国会に報告するものとする。

11 前条第九項の規定は、国会が前項の報告を受けた場合について準用する。

12 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

（復興推進◆協議会◆）

第十三条

特定地方公共団体は、第四条第一項の規定により作成しようとする復興推進計画並びに認定復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、復興推進◆協議会◆（以下この条及び次節において「地域◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 地域◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の特定地方公共団体

二 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該特定地方公共団体が必要と認める者

4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域◆協議会◆の構成員を加えるに当たっては、地域◆協議会◆の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域◆協議会◆が組織されていない場合にあつては、特定地方公共団体に対して、地域◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

一 復興推進事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって地域◆協議会◆の構成員でないものは、第一項の規定により地域◆協議会◆を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域◆協議会◆が定める。

（農地法等の特例）

第二十三条

特定地方公共団体である市町村（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けたものに限る。）が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、食料供給等施設整備事業（農林水産物の生産又は加工のための施設その他の食料の安定供給の確保又は当該市町村における農林水産業の復興に資する施設として農林水産省令で定めるもの（以下「食料供給等施設」という。）を復興推進計画の区域内において整備する事業をいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該食料供給等施設整備事業については、次条から第二十七条までの規定を適用する。

第二十四条

前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域◆協議会◆における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可並びに同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。）を受けなければならないものに係るものであること。

二 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。第四項第六号及び第二十七条において「対象民有林」という。）において当該食料供給等施設を整備するため開発行為（同法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）を行うものであり、当該開発行為を行うに当たり、同法第十条の二第一項の許可を受けなければならないものに係るものであること。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を地域◆協議会◆の構成員として加えるものとする。

一 食料供給等施設整備計画が前項第一号に該当する場合 道県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者

二 食料供給等施設整備計画が前項第二号に該当する場合 道県知事並びに森林及び林業に関し学識経験を有する者

3 食料供給等施設整備計画には、食料供給等施設整備事業の実施主体、食料供給等施設の種類及び規模、当該食料供給等施設の用に供する土地の所在及び面積その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

4 認定市町村は、第一項の規定により食料供給等施設整備計画を作成しようとするときは、当該食料供給等施設整備計画について、道県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該道県知事は、当該食料供給等施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより食料供給等施設整備事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

五 食料供給等施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六 対象民有林において食料供給等施設を整備するため開発行為を行う場合にあっては、当該開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないこと。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第二十九条

特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、特定水力発電事業（復興推進計画の区域内において、河川法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第三十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用して行う水力発電事業をいう。以下同じ。）を定めた復興推進計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第三十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第四条第七項（第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 特定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域◆協議会◆（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当

該都道県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）を構成員とするものに限る。以下この号及び次条において同じ。）を組織し、当該地域◆協議会◆において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

第三十条

国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。）の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域◆協議会◆を構成する都道県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域◆協議会◆を構成する者であって当該地域◆協議会◆において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

（復興整備◆協議会◆）

第四十七条

被災関連市町村等は、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議（第四項各号に掲げる協議を含む。）を行うため、復興整備◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 被災関連市町村の長（以下「被災関連市町村長」という。）

二 被災関連都道県の知事（以下「被災関連都道県知事」という。）

3 被災関連市町村等は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長

二 復興整備計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 その他被災関連市町村等が必要と認める者

4 被災関連市町村等は、次の各号に掲げる協議を行う場合には、当該各号に定める者を◆協議会◆の構成員として加えるものとする。ただし、やむを得ない事由によりそれらの者を構成員として加えることが困難な場合は、この限りでない。

一 次条第一項第一号に定める事項に係る同条第二項の協議 国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者並びに国土交通大臣

二 次条第一項第二号に定める事項に係る同条第二項の協議 都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。）に関し学識経験を有する者その他の国土交通省令で定める者及び国土交通大臣

三 次条第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣

- 四 次条第一項第五号に定める事項に係る同条第二項の協議 当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
- 五 次条第一項第六号に定める事項に係る同条第二項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者、被災関連市町村等を管轄する森林管理局長並びに農林水産大臣
- 六 次条第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林（同法第二十五条の二第一項又は第二項の規定により指定された保安林をいう。次条において同じ。）の解除に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 農林水産大臣
- 七 次条第一項第八号に定める事項（河川法第六条第一項に規定する河川区域（一級河川に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係る次条第二項の協議 国土交通大臣
- 八 第四十九条第一項の協議 農林水産大臣
- 九 第四十九条第五項第一号に掲げる事項に係る同項の協議 国土交通大臣
- 十 第四十九条第五項第二号に掲げる事項に係る同項の協議 環境大臣
- 十一 第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該公共の用に供する施設を管理する者
- 十二 第四十九条第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。）に係る第四十九条第五項又は第七項の協議 当該土地改良事業計画による事業を行う者
- 十三 第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第一項に規定する公共施設の管理者（第四十九条において「公共施設管理者」という。）
- 十四 第四十九条第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）に係る第四十九条第七項の協議 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者
- 十五 第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者
- 十六 第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 都道府県農業会議
- 十七 第四十九条第四項第六号に掲げる事項に係る同条第七項の協議 森林及び林業に関し学識経験を有する者
- 十八 第五十二条第四項の規定による会議における協議 土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者
- 十九 第五十三条第四項の協議 国土交通大臣
- 二十 第五十四条第三項の協議 国土交通大臣
- 二十一 第五十四条第九項の規定による会議における協議 住宅地区改良法第七条各号に掲げる者及び国土交通大臣
- 二十二 第五十五条第二項の規定による会議における協議 農林水産大臣
- 二十三 第五十六条第二項の協議 国土交通大臣
- 5 第一項の協議を行うための会議（以下この節において単に「会議」という。）は、被災関連市町村長及び被災関連都道府県知事並びに前二項の規定により加わった者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
- 6 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、被災関連市町村長及び被災関連都道府県知事その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7 被災関連市町村等は、第一項の規定により◆協議会◆を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 8 ◆協議会◆の構成員は、この法律によりその権限に属させられた協議又は同意を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条

第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあつては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限り、第八号に定める事項にあつては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。以下この条において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項

二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であつて、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域

三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

四 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域

五 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

六 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

七 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

八 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域

2 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。

一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣

二 前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 国土交通大臣

三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

四 前項第五号に定める事項 被災関連都道府県知事（共同作成の場合を除く。）

五 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 農林水産大臣

3 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

- 一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。
 - 二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
 - 三 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
 - 四 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。
 - 五 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 被災関連都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。
 - 六 第一項第五号に定める事項 被災関連都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。
 - 七 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び被災関連市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。
 - 八 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第十一号において同じ。）に協議をすること。
 - 九 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。
 - 十 第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。）被災関連都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。
 - 十一 第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る同法第六条第一項に規定する河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。） 当該河川を管理する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。
- 4 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興整備計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があったときは、被災関連市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、被災関連市町村等に、意見書を提出することができる。
 - 6 被災関連市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは◆協議会◆に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。
 - 7 被災関連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。
 - 一 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 都道府県都市計画審議会
 - 二 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 市町村都市計画審議会（当該被災関連市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、被災関連都道府県の都道府県都市計画審議会。第五十四条第五項第一号において同じ。）
 - 8 復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、この法律に

定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

9 第一項各号に定める事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

（復興整備事業に係る許認可等の特例）

第四十九条

被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

2 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、前項に規定する土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項又は前項の協議に係る土地利用方針が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、これらの規定の同意をするものとする。

一 第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること。

二 被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興整備計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。

一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可に関する事項

二 都市計画法第四十三条第一項の許可に関する事項

三 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認に関する事項

四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可（農林水産大臣の許可を除く。）に関する事項

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可に関する事項

六 森林法第十条の二第一項の許可に関する事項

七 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可に関する事項

八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出に関する事項

九 漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可に関する事項（被災関連都道府県が管理する漁港に係るものに限る。）

十 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可若しくは同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議又は同法第三十八条の二第一項の規定による届出若しくは同条第九項の規定による通知に関する事項（被災関連都道府県が管理する港湾に係るものに限る。）

5 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

一 前項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第一項から第三項までの国土交通大臣の認可又は承認に関する事項に限る。） 国土交通大臣

二 前項第八号に掲げる事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。）に係る許可又は届出に関する事項に限る。） 環境大臣

6 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して、それぞれ同項各号に定める者に協議をし、その同意を得なければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項が第八項第三号又は第四号に掲げる事項であるときは、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議をしなければならない。

7 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に第四項各号に掲げる事項（第五項各号に掲げる事項を除く。）を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、被災関連都道府県知事（次項第一号に掲げる事項にあつては、被災関連都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

8 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、被災関連都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあつては、被災関連都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に協議をし、被災関連都道府県知事（第一号に掲げる事項にあつては、被災関連都道府県知事及び公共施設管理者）の同意を得なければならない。

一 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第一項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。） 公共施設管理者

二 第四項第一号に掲げる事項（都市計画法第三十二条第二項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。） 同法第三十二条第二項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者

三 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する公共の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。） 当該公共の用に供する施設を管理する者

四 第四項第三号に掲げる事項（都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における認可又は承認に関する事項に限る。） 当該土地改良事業計画による事業を行う者

五 第四項第四号に掲げる事項 都道府県農業会議その他当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者

六 第四項第五号に掲げる事項 都道府県農業会議

七 第四項第六号に掲げる事項 都道府県森林審議会

9 共同作成の場合において被災関連市町村等が復興整備計画に第七項に規定する事項を記載しようとするとき、被災関連市町村が都市計画法第二十九条第一項に規定する指定都市等である場合において復興整備計画に第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を記載しようとするとき、又は被災関連市町村等が公共施設管理者である場合において復興整備計画に第四項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、これらの事項について第七項又は前項の同意を得ることを要しない。

10 被災関連都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号に掲げる事項が都市計画法第三十三条（当該事項が市街化調整区域（同法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下この条及び第五十一条において同じ。）内において行う開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）に係る許可に関する事項である場合においては、同法第三十三条及び第三十四条）に規定する基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

11 被災関連都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第二号に掲げる事項が都市計画法第三十三条及び第三十四条に規定する基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

1 2 被災関連都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第一号又は第二号に掲げる事項に係る復興整備事業が、第四十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる地域の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るため同項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、前二項の規定にかかわらず、第四項第一号に掲げる事項にあっては都市計画法第三十三条に規定する基準に、同項第二号に掲げる事項にあっては当該基準の例に準じて国土交通省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

1 3 前三項の規定は、被災関連市町村等が、第九項の規定により同意を得ないで復興整備計画に第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載する場合について準用する。この場合において、前三項中「第七項又は第八項の同意をするものとする」とあるのは、「復興整備計画に記載することができる」と読み替えるものとする。

1 4 被災関連都道府県知事は、第七項又は第八項の協議に係る第四項第四号又は第五号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第七項又は第八項の同意をするものとする。

一 第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成する復興整備計画に係るものであること。

二 被災関連市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

三 被災関連市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第五十条

前条第一項又は第二項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項（当該復興整備事業を実施するため、農地を農地以外のものにし、又は農地を農地以外のものにするため当該農地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該復興整備事業に係る同法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

2 次の表の上欄に掲げる事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る復興整備事業の実施主体に対する同表下欄に掲げる許可、認可又は承認があったものとみなす。

前条第四項第一号に掲げる事項	都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可
前条第四項第二号に掲げる事項	都市計画法第四十三条第一項の許可
前条第四項第三号に掲げる事項	都市計画法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認
前条第四項第五号に掲げる事項	農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可
前条第四項第六号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第四項第七号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	自然公園法第二十条第三項の許可
前条第四項第九号に掲げる事項	漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可
前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第一項の許可に係るものに限る。）	港湾法第三十七条第一項の許可

3 前条第四項第四号に掲げる事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表さ

れたときは、当該公表の日に当該事項に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けるべき者に対するこれらの許可があったものとみなす。

4 前条第四項第八号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該事項に係る復興整備事業については、同法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議があったものとみなす。

6 前条第四項第十号に掲げる事項（港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知に係るものに限る。）が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、同法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知があったものとみなす。

（土地区画整理事業等の特例）

第五十一条

第四十六条第二項第四号イ又はハに掲げる事項には、同条第一項第一号から第三号までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は第五十七条第二項第一号に規定する施行地区をいう。）を含む土地区画整理事業又は復興一体事業に関する事項を記載することができる。

2 前項の規定により復興整備計画に記載された土地区画整理事業（土地区画整理法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）又は復興一体事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十一条第一項の規定により同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された土地区画整理事業又は同法第五十七条第一項に規定する復興一体事業に係る土地区画整理事業」と、「市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域」とあるのは「一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域」とする。

（土地改良事業の特例）

第五十二条

被災関連都道府県は、復興整備計画に記載された土地改良事業（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第十項及び同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3 共同作成の場合には、第四十六条第二項第四号ロに掲げる事項に、被災関連都道府県が復興整備事業として行う土地改良事業に関する事項（土地改良法第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項から第五項までの規定に準じて記載するものに限る。）を記載することができる。

4 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する土地改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、◆協議会◆が組織されている場合

（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては会議における協議をし、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、あらかじめ、土地改良法第八十七条の二第六項に規定する土地改良施設の管理者に協議をしなければならない。

5 第三項に規定する土地改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る土地改良法第八十七条の二第一項の土地改良事業計画が定められたものとみなす。

（集団移転促進事業の特例）

第五十三条

被災関連都道府県は、被災関連市町村から特定集団移転促進事業（復興整備計画に記載された集団移転促進事業をいう。以下この条において同じ。）に係る集団移転促進事業計画（集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画をいう。以下この条において同じ。）を定めることが困難である旨の申出を受けた場合においては、当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができる。この場合における集団移転促進法第三条第一項、第四項及び第七項並びに第四条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市町村」とあるのは「都道府県」と、集団移転促進法第三条第一項中「集団移転促進事業を実施しようとするときは、」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十三条第一項の規定により同項の申出に係る」と、「定めなければならない。この場合においては」とあるのは「定める場合においては」と、同条第四項中「第一項後段」とあるのは「第一項」と、「都道府県知事を経由して、集団移転促進事業計画を」とあるのは「集団移転促進事業計画を」と、「当該都道府県知事は、当該集団移転促進事業計画についてその意見を国土交通大臣に申し出ることができる」とあるのは「当該都道府県は、当該集団移転促進事業計画について、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない」と、同条第七項中「都道府県知事を経由して、国土交通大臣に」とあるのは「国土交通大臣に」とし、同条第八項の規定は、適用しない。

2 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地の」とあるのは「住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。）の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

3 第四十六条第二項第四号二に掲げる事項には、集団移転促進事業に関する事項（集団移転促進法第三条第二項各号に掲げる事項（前項の規定により読み替えて適用する同条第二項各号に掲げる事項を含む。）を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

4 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に前項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

5 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

6 前項の規定により被災関連市町村が第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項について国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、当該事項を被災関連都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた被災関連都道府県知事は、当該事項を復興整備計画に記載することについて、その意見を国土交通大臣に申し出ることができる。

7 国土交通大臣は、第四項又は第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議をしなければならない。

8 第三項に規定する集団移転促進事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の

規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進法第三条第一項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなす。

9 前各項に定めるもののほか、特定集団移転促進事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(住宅地区改良事業の特例)

第五十四条

第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良法第四条第二項の申出に係る地区（以下この条において「申出地区」という。）に関する事項を記載することができる。この場合において、当該事項には、申出地区内において主として居住の用に供される建築物であったもので、東日本大震災により損壊したため、建築物でなくなったものが存する区域を含む地区に関する事項を併せて記載することができる。

2 申出地区に関する事項のうち、被災関連都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができるものとする。

3 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合には、この限りでない。

4 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する申出地区に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

5 被災関連市町村等は、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。次号において同じ。）内において市町村が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項 市町村都市計画審議会の議を経ること。

二 都市計画区域内において都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る申出地区に関する事項 都道府県都市計画審議会の議を経ること。

6 国土交通大臣は、第三項又は第四項の同意をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議をしなければならない。

7 第一項に規定する申出地区に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る住宅地区改良法第四条第一項の規定による改良地区の指定があったものとみなす。この場合において、当該事項が第一項に規定する建築物であったものが存する区域を含む地区に関する事項であるときは、当該建築物であったものを同法第二条第四項に規定する不良住宅とみなして、同法の規定を適用する。

8 第四十六条第二項第四号ホに掲げる事項には、住宅地区改良事業に関する事項（住宅地区改良法第六条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。ただし、被災関連都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、共同作成の場合に限り、記載することができる。

9 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、◆協議会◆が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあっては、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をし、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、住宅地区改良法第七条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をしなければならない。

10 第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項

の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る住宅地区改良法第五条第一項の事業計画が定められたものとみなす。

（漁港漁場整備事業の特例）

第五十五条

第四十六条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2 被災関連市町村等は、復興整備計画に前項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、◆協議会◆が組織されている場合（会議における協議が困難な場合を除く。）にあつては、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合にあつては、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

3 被災関連市町村は、前項の規定により第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項について、農林水産大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道府県知事に協議をしなければならない。

4 第一項に規定する漁港漁場整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る漁港漁場整備法第十七条第一項の特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について、同項の規定による届出及び公表がされたものとみなす。この場合において、同条第七項から第九項までの規定は、適用しない。

（地籍調査事業の特例）

第五十六条

第四十六条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下この条において同じ。）に関する事項を記載することができる。

2 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されている場合において、復興整備計画に前項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、国土交通大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。

3 被災関連市町村等は、◆協議会◆が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興整備計画に第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならない。

4 被災関連市町村は、前二項の規定により、第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項について、会議における協議をし、又は国土交通大臣に協議をしようとするときは、あらかじめ、被災関連都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、第二項又は第三項の協議に係る地籍調査が次に掲げる要件に該当し、かつ、当該地籍調査を行うことがその事務の遂行に支障がないと認めるときは、第二項又は第三項の同意をするものとする。

一 被災関連市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。

二 被災関連市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して被災関連市町村等が行うことが困難であると認められること。

6 第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合におけ

る国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは「第九条の二第二項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。

7 前項に規定する復興整備計画の区域をその区域に含む被災関連都道県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興整備計画に適合するものでなければならない。

8 第六項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費は、国の負担とする。この場合において、同項に規定する復興整備計画の区域をその区域に含む被災関連都道県及び被災関連市町村は、政令で定めるところにより、それぞれ当該経費の四分の一を負担する。

● [リストへ戻る](#)

津波防災地域づくりに関する法律

（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号）

（推進計画）

第十条

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

二 津波浸水想定に定める浸水の区域（第五十条第一項において「浸水想定区域」という。）における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項

三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項

ロ 津波防護施設の整備に関する事項

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。第十六条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業（第十六条において「集団移転促進事業」という。）に関する事項

ヘ 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第五項に規定する地籍調査（第九十五条において「地籍調査」という。）の実施に関する事項

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活

用の促進に関する事項

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する◆協議会◆が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

6 市町村は、推進計画のうち、第三項第三号イ及びロに掲げる事項については、関係管理者等が作成する案に基づいて定めるものとする。

7 市町村は、必要があると認めるときは、関係管理者等に対し、前項の案の作成に当たり、津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申し出ることができる。

8 前項の規定による申出を受けた関係管理者等は、当該申出を尊重するものとする。

9 市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等その他第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、推進計画を送付しなければならない。

10 国土交通大臣及び都道府県は、前項の規定により推進計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

11 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることができる。

12 第五項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。

（◆協議会◆）

第十一条

推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 推進計画を作成しようとする市町村

二 前号の市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 関係管理者等その他前条第三項第三号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者

四 学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

（平成二十二年十二月十日法律第七十二号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(地域連携保全活動計画の作成等)

第四条

市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域連携保全活動計画の区域

二 地域連携保全活動計画の目標

三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為

三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出を要する行為

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内

において行う行為であって、同項の許可を要するもの

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為

四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為

8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動◆協議会◆が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動◆協議会◆における協議をしなければならない。

10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。

13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。

（地域連携保全活動◆協議会◆）

第五条

地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下この条において「地域連携保全活動◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 地域連携保全活動◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村

二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等

三 前二号に掲げる者のほか、第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

3 地域連携保全活動◆協議会◆は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域連携保全活動◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

（平成二十年五月二十三日法律第四十号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等

(歴史的風致維持向上計画の認定)

第五条

市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針

二 重点区域の位置及び区域

三 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

イ 文化財の保存又は活用に関する事項

ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

四 第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針

五 第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

六 計画期間

七 その他主務省令で定める事項

3 前項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用用水路その他の農業用排水施設であって、現に地域における歴史的風致を形成しており、かつ、当該農業用排水施設の有する耕作の目的に供される土地の保全又は利用上必要な機能の確保と併せてその歴史的風致の維持及び向上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設

ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項の規定により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号に規定する農用地区域（第二十三条において単に「農用地区域」という。）内に存する農業用排水施設

二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（以下単に「都市公園」という。）の維持又は同条第二項に規定する公園施設（以下単に「公園施設」という。）の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。）である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとするものに関する事項

三 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。）の整備に関する事項

四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下単に「市街化調整区域」という。）内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い楼門（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）であるものに限る。）その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うものをいう。第二十八条第一項において同じ。）又は建築行為（建築物の新築又は改築をいう。第二十八条第二項において同じ。）であって、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められるものに関する事項

五 重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路又はその部分に関する事項

4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号（当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下単に「指定都市」という。）、同法第二

百五十二条の二十二第一項に規定する中核市（以下単に「中核市」という。）又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市（第二十八条第二項において単に「特例市」という。）である場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第五号に定める者にあっては、当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

一 第二項第三号ロに掲げる事項 当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

二 前項第一号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる農業用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者

イ 前項第一号に規定する農業用排水施設（同号イに該当するものに限る。） 都道府県（土地改良法第九十四条の十第一項の規定により当該都道府県が当該農業用排水施設を同法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。）

ロ 前項第一号に規定する農業用排水施設（同号ロに該当するものに限る。） 都道府県知事

三 前項第二号に掲げる事項 当該都市公園の公園管理者

四 前項第四号に掲げる事項 都道府県知事

五 前項第五号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）

5 市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、第六十条第三項（同法第九十条第三項において準用する場合を含む。）又は第百十五条第一項（同法第一百三十三条において準用する場合を含む。）に規定する管理団体がある場合にあっては当該管理団体とする。）及び権原に基づく占有者（いずれも当該市町村を除く。）又は保持者（当該文化財が重要無形文化財（同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。）である場合にあっては、同法第七十一条第二項の規定により保持者又は保持団体として認定されている者）の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により◆協議会◆が組織され、又は文化財保護法第百九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該◆協議会◆又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

7 歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10 主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するよう努めるとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。

（◆協議会◆）

第十一条

市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 当該市町村

二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者

三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）

四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

3 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

（◆協議会◆）

第二十六条

基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

景観法

（平成十六年六月十八日法律第百十号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二四号

（景観◆協議会◆）

第十五条

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、◆協議会◆に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

都市再生特別措置法

（平成十四年四月五日法律第二十二号）

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

（都市再生緊急整備◆協議会◆）

第十九条

国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議（特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあっては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整）を行うため、都市再生緊急整備◆協議会◆（以下この章において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、◆協議会◆に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であって当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業（当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を施行する民間事業者は、◆協議会◆が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であって◆協議会◆の構成員でないものは、第一項の規定により◆協議会◆を組織する国の関係行政機関等の長に対して、自己を◆協議会◆の構成員として加えることを申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をも

って構成する。

8 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 ◆協議会◆は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

10 会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 ◆協議会◆の庶務は、内閣官房において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

第二節 整備計画の作成等

(整備計画)

第十九条の二

特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る◆協議会◆は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業

三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項

3 整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項には、都市施設等（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）又は同条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）をいう。以下同じ。）に関する都市計画に関する事項であって、同号イ又はロに掲げる事業の実施のために必要なものがあるときは、当該事項を記載することができる。

5 ◆協議会◆は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四節において同じ。）又は市町村をいう。以下この節において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。）に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。）及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

8 第二項第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。）を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。）その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

9 ◆協議会◆は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

10 ◆協議会◆は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

（開発許可の特例）

第十九条の八

◆協議会◆は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

（土地区画整理事業の認可の特例）

第十九条の九

◆協議会◆は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（同法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているものに限る、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあつては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第四条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなす。

（民間都市再生事業計画の認定の特例）

第十九条の十

◆協議会◆は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業（同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があったものとみなす。

（市街地再開発事業の認可の特例）

第十九条の十一

◆協議会◆は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業（同法第七条の九第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があったものとみなす。

（◆協議会◆における認定事業を円滑かつ迅速に施行するために必要な協議）

第三十三条

認定事業者は、◆協議会◆に対し、その認定事業を円滑かつ迅速に施行するために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた◆協議会◆に関する第十九条第八項の規定の適用については、同項中「並びに特殊法人の代表者」とあるのは、「、特殊法人の代表者並びに第三十三条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定事業者」とする。

3 ◆協議会◆は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったとき又は当該協議が調わないこととなったときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求められた日から三月を経過するごとにその間の経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定事業者に通知するものとする。

（市町村都市再生整備◆協議会◆）

第四十六条の二

次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備◆協議会◆（以下この章において「市町村◆協議会◆」という。）を組織することができる。

一 市町村

二 第七十三条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村◆協議会◆に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者その他まちづ

くりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

3 市町村◆協議会◆は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となってその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、市町村◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、市町村◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、市町村◆協議会◆が定める。

（市町村による都市計画の決定等の要請）

第五十四条

市町村（指定都市を除く。次項において同じ。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 市町村は、第四十六条の二第一項の規定により市町村◆協議会◆が組織されている場合において、前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村◆協議会◆の意見を聴かななければならない。

3 計画要請に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

（市町村◆協議会◆における認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議）

第七十二条

認定整備事業者は、市町村◆協議会◆に対し、その認定整備事業を円滑かつ確実に施行するために必要な協議を行うことを求めることができる。

2 前項の協議を行うことを求められた市町村◆協議会◆に関する第四十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「及び都市再生整備計画」とあるのは「、都市再生整備計画」と、「管理者」とあるのは「管理者及び第七十二条第一項の協議を行うことを求めた同項の認定整備事業者」とする。

3 市町村◆協議会◆は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調ったとき又は当該協議が調わないこととなったときはその結果を、当該協議の結果を得るに至っていないときは当該協議を行うことを求められた日から六月を経過するごとにその間の経過を、速やかに、当該協議を行うことを求めた認定整備事業者に通知するものとする。

● [リストへ戻る](#)

エコツーリズム推進法

（平成十九年六月二十七日法律第百五号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（基本方針）

第四条

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進◆協議会◆に関する基本的事項

三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

3 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(エコツーリズム推進◆協議会◆)

第五条

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者（以下「特定事業者等」という。）並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次の事務を行うものとする。

一 エコツーリズム推進全体構想を作成すること。

二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）には、基本方針に即して、おおむね次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムを推進する地域

二 エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地

三 エコツーリズムの実施の方法

四 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置（当該◆協議会◆に係る市町村の長が第八条第一項の特定自然観光資源の指定をしようとするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置を含む。以下同じ。）

五 ◆協議会◆に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

六 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

4 市町村は、その組織した◆協議会◆が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければならない。

5 前項の規定は、全体構想の変更又は廃止について準用する。

6 特定事業者等は、市町村に対し、◆協議会◆を組織することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る◆協議会◆が作成すべき全体構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

7 特定事業者等で◆協議会◆の構成員でないものは、市町村に対して書面でその意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関して必要な事項は、◆協議会◆が定める。

9 ◆協議会◆の構成員は、相協力して、全体構想の実施に努めなければならない。

(全体構想の認定)

第六条

市町村は、その組織した◆協議会◆が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

3 主務大臣は、二以上の市町村から共同して第一項の規定による認定の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として前項の認定をすることができる。

4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、その旨を公表しなければならない。

5 市町村は、その組織した◆協議会◆が第二項の認定を受けた全体構想を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該変更後の全体構想について主務大臣の認定を受けなければならない。

6 主務大臣は、第二項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた全体構想（以下「認定全体構想」という。）が基本方針に適合しなくなったと認めるとき、又は認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

7 第二項及び第四項の規定は第五項の変更の認定について、第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（認定全体構想についての周知等）

第七条

主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。

2 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想を作成した◆協議会◆の構成員である特定事業者が当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業を実施するため、法令の規定による許可その他の処分を求めたときは、当該エコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

（活動状況の公表）

第十一条

主務大臣は、毎年、◆協議会◆の活動状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（活動状況の報告）

第十二条

主務大臣は、市町村に対し、その組織した◆協議会◆の活動状況について報告を求めることができる。

（技術的助言）

第十三条

主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関する活動その他の◆協議会◆の活動の促進を図るため、◆協議会◆の構成員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。

● [リストへ戻る](#)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

（平成十九年五月二十五日法律第五十九号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(地域公共交通総合連携計画)

第五条

市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

- 2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通総合連携計画の区域
 - 三 地域公共交通総合連携計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 計画期間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
- 3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の◆協議会◆が組織されている場合には◆協議会◆における協議を、同項の◆協議会◆が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

(◆協議会◆)

第六条

地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

- 2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に

掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、◆協議会◆の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

(平成十九年五月十一日法律第四十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(地域産業活性化◆協議会◆)

第七条

市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域産業活性化◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により◆協議会◆を組織する市町村及び都道府県は、◆協議会◆に、次に掲げる者であって同項の規定により共同して◆協議会◆を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

一 集積区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所

二 集積区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関

三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的な実施に関し密接な関係を有すると見込まれる者

四 企業立地又は事業高度化の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

3 市町村及び都道府県は、第一項の規定により◆協議会◆を組織しようとするときは、主務省令で定める期間、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

4 前項の規定により◆協議会◆を組織することが公表された場合において、第二項各号に掲げる者であって◆協議会◆の構成員として加えられとされていないものは、前項の主務省令で定める期間内に、◆協議会◆を組織しようとする市町村及び都道府県に対して自己を◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

5 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

● [リストへ戻る](#)

がん対策基本法

(平成十八年六月二十三日法律第九十八号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第四章 がん対策推進◆協議会◆

第十九条

厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、がん対策推進◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を置く。

第二十条

◆協議会◆は、委員二十人以内で組織する。

2 ◆協議会◆の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 ◆協議会◆の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

都市鉄道等利便増進法

（平成十七年五月六日法律第四十一号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（◆協議会◆）

第十三条

同意都道府県は、同意交通結節機能高度化構想（同意交通結節機能高度化構想の変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）に係る交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための◆協議会◆（以下単に「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 駅施設の整備を行うと見込まれる者

二 駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者

三 駅施設の営業を行うと見込まれる者

四 同意都道府県その他の交通結節施設がその区域内に存する地方公共団体（当該地方公共団体以外の者が当該交通結節施設の整備のために必要な都市施設（都市計画法第四条第五項に規定する都市施設をいう。以下同じ。）に関する都市計画に係る都市計画決定権者であるときは、当該都市計画決定権者を含む。）

3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する同意都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項各号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 第一項の規定により◆協議会◆を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者若しくは一般乗用旅客自動車運送事業者又はこれらの者が組織する団体

二 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人に準ずる団体

三 前二号に掲げる者のほか、交通結節施設の利用に関し利害関係を有する者

四 学識経験を有する者

五 その他同意都道府県が必要と認める者

6 同意都道府県は、第一項の規定により◆協議会◆を組織しようとするときは、次項に規定する期限までの間、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

7 前項の規定により◆協議会◆を組織することが公表された場合において、第二項第一号から第三号までに掲げる者又は第五項第一号から第三号までに掲げる者であって◆協議会◆の構成員として加えらるゝとされていないものは、同意都道府県の指定する期限までに、当該同意都道府県に対して、自己を◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

(交通結節機能高度化計画)

第十四条

◆協議会◆において、同意交通結節機能高度化構想に基づいて、国土交通省令で定めるところにより、当該同意交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能の高度化を図るための計画（以下「交通結節機能高度化計画」という。）を作成したときは、その作成に係る合意をした構成員は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 交通結節機能高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 駅の名称
- 二 交通結節施設の整備を行う区域
- 三 駅施設利用円滑化事業による駅施設の整備その他の交通結節施設の整備の内容
- 四 交通結節施設の整備に要する期間
- 五 交通結節施設の整備に要する費用の額
- 六 駅施設の整備を行う者
- 七 駅周辺施設の整備を行う者
- 八 駅施設の営業を行う者
- 九 交通結節機能の高度化の効果
- 十 交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

3 ◆協議会◆における協議により、駅施設の整備及び営業について駅施設利用円滑化事業により行うこととされた場合にあつては、交通結節機能高度化計画に、その旨を明らかにするとともに当該整備に係る駅施設の使用料の額を記載するものとする。

4 第二項第三号に掲げる事項には、都市施設に関する都市計画に関する事項であつて交通結節施設の整備のために必要なものがあるときは、当該事項を記載するものとする。

5 前項の規定により交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市施設に関する都市計画の案を都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下同じ。）に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるよう定めるものとする。

6 第四項の規定により交通結節機能高度化計画に都市施設に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）の施行予定者（第二項第六号又は第七号に掲げる者であるものに限る。）及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

7 交通結節機能高度化計画には、交通結節施設の整備の内容ごとに、第二項第四号から第八号までに掲げる事項を記載するとともに、当該記載された交通結節施設の配置及び規模を示す図面を添付するものとする。

8 交通結節機能高度化計画は、都市計画法第六条の二に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

9 交通結節機能高度化計画は、当該交通結節機能高度化計画に第二項第六号から第八号までに掲げる者として記載される者及び前条第二項第四号に掲げる者の全員の合意により作成するものとする。

10 国土交通大臣は、交通結節機能高度化計画の作成が円滑に行われるように、◆協議会◆の構成員

の求めに応じて、必要な助言又は勧告をすることができる。

1 1 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その交通結節機能高度化計画が基本方針に適合するものであるほか、確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その認定をするものとする。

1 2 第一項に規定する構成員は、前項の規定により認定を受けた交通結節機能高度化計画（以下「認定交通結節機能高度化計画」という。）を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

1 3 第三項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。

（交通結節機能高度化計画の作成に当たっての協議に係る裁定等）

第十五条

国土交通大臣は、第十三条第二項第一号又は第三号に掲げる◆協議会◆の構成員の間において、駅施設利用円滑化事業に関し、構成員のいずれかが前条第一項の規定による交通結節機能高度化計画の作成に係る協議を求めたにもかかわらず他の構成員が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合であって、当該協議を求めた構成員から申立てがあり、かつ、当該協議を必要と認めるときは、当該他の構成員に対して、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 前項の規定による命令があった場合において、同項に規定する協議が調わないときは、同項の協議の当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を第一項の協議の他の当事者に通知するとともに、期限を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の協議の当事者に通知するものとする。

5 第二項の裁定があったときは、第一項の協議の当事者の間においては、前条第九項の合意が成立したものとみなす。

6 前各項の規定は、認定交通結節機能高度化計画において駅施設利用円滑化事業を実施することとされた者（以下「認定駅施設利用円滑化事業者」という。）が行う前条第十二項の規定による認定交通結節機能高度化計画の変更に係る協議について準用する。

● [リストへ戻る](#)

地域再生法

（平成十七年四月一日法律第二十四号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努

めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項

二 地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて会社により行われるものに関する事項

三 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業

ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業

ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

四 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

五 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、第十二条第一項の地域再生◆協議会◆が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生◆協議会◆における協議をしなければならない。

8 前項の規定により地域再生◆協議会◆における協議をしたときは、第一項の規定による認定の申請には、当該協議の概要を添付しなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求

めることができる。

1 1 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

1 2 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第四章 地域再生◆協議会◆

第十二条

地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、◆協議会◆に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により◆協議会◆の構成員を加えるに当たっては、◆協議会◆の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、◆協議会◆が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、◆協議会◆を組織するよう要請することができる。

一 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により◆協議会◆を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって◆協議会◆の構成員でないものは、第一項の規定により◆協議会◆を組織する地方公共団体に対して、自己を◆協議会◆の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

1 0 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

1 1 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

次世代育成支援対策推進法

（平成十五年七月十六日法律第百二十号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第二十一条

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域

における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域◆協議会◆（以下「地域◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法

（平成元年六月二十八日法律第六十一号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（◆協議会◆）

第七条

関係地方公共団体の長、同意基本計画に定める特定地域（以下「同意特定地域」という。）において宅地開発事業を実施する者で国土交通省令で定めるもの及び特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者（以下「特定鉄道事業者」という。）（同法第八条第一項に規定する施設であって特定鉄道事業の用に供するもの（以下「特定鉄道施設」という。）の建設につき、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。次条及び第十三条において同じ。）は、同意基本計画に従い同意特定地域における宅地開発及び特定鉄道事業を一体的かつ円滑に推進するために必要な協議を行うための◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を都府県の区域ごとに組織する。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 ◆協議会◆の庶務は、関係都府県において処理する。

5 前項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

動物の愛護及び管理に関する法律

（昭和四十八年十月一日法律第百五号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（◆協議会◆）

第三十九条

都道府県等、◆動物の愛護◆を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の◆動物の愛護◆と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための◆協議会◆を組織することができる。

● [リストへ戻る](#)

港湾法

(昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(港湾管理者の◆協議会◆の設置等)

第五十条の三

国土交通大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備その他の港湾の開発、利用及び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、◆協議会◆を設けるべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により勧告をしようとする場合において、その勧告が地方公共団体である港湾管理者に対するものであるときは、総務大臣に協議するものとする。

3 港湾管理者は、第一項の◆協議会◆の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

4 第一項の◆協議会◆で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、地方自治法第二百五十二条の二第二項及び第六項、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六（同法第二百五十二条の二第二項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとする。この場合において、当該◆協議会◆に港務局が加入するときは、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。

5 地方自治法第二百五十二条の二第六項、第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の◆協議会◆で港務局のみが加入するものについて準用する。

(国際戦略港湾運営効率化◆協議会◆)

第五十条の四

国土交通大臣、国際戦略港湾の港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の港湾運営会社は、国際戦略港湾（第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この条において同じ。）ごとに、当該国際戦略港湾に係る埠頭群の一体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、国際戦略港湾運営効率化◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成十九年七月六日法律第百十二号)

最終改正年月日:平成二三年四月二八日法律第三二号

(居住支援◆協議会◆等)

第十条

地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行

う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援◆協議会◆を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、居住支援◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、居住支援◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、居住支援◆協議会◆が定める。

第十一条

前条第一項の規定により居住支援◆協議会◆が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅◆協議会◆が組織されている場合には、居住支援◆協議会◆及び地域住宅◆協議会◆は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

● [リストへ戻る](#)

肝炎対策基本法

(平成二十一年十二月四日法律第九十七号)

第四章 肝炎対策推進◆協議会◆

第十九条

厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を置く。

第二十条

◆協議会◆は、委員二十人以内で組織する。

2 ◆協議会◆の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 ◆協議会◆の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

(平成二十一年七月十五日法律第八十二号)

第二章 基本方針

第十三条

政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項

三 第十五条第一項の◆協議会◆に関する基本的事項

四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の

決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 地域計画等

(地域計画)

第十四条

都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の◆協議会◆が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該◆協議会◆の協議に付さなければならない。

6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進◆協議会◆)

第十五条

都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次の事務を行うものとする。

一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。

二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関して必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成二十一年六月二十六日法律第六十四号)

第三章 地域計画の作成及び実施

(◆協議会◆)

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定す

る地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための◆協議会◆（以下単に「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

二 学識経験を有する者

三 その他◆協議会◆が必要と認める者

3 前二項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

（地域計画）

第九条

◆協議会◆は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画（以下「地域計画」という。）を作成することができる。

2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

二 地域計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域計画の実施に関し当該◆協議会◆が必要と認める事項

3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 地域計画は、その作成に係る合意をした◆協議会◆の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。

5 ◆協議会◆は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定により地域計画の送付を受けたときは、◆協議会◆に対し、必要な助言をすることができる。

7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

（地域計画に定められた事業の実施）

第十条

地域計画の作成に係る合意をした◆協議会◆の構成員であって、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

2 ◆協議会◆は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

● [リストへ戻る](#)

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

（平成二十年五月二十三日法律第三十九号）

第三章 観光圏整備計画の作成及び実施

（観光圏整備計画）

第四条

市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以

下「観光圏整備計画」という。)を作成することができる。

2 観光圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

二 観光圏の区域

三 滞在促進地区の区域

四 観光圏整備計画の目標

五 前号の目標を達成するために行う観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項

六 計画期間

七 前各号に掲げるもののほか、観光圏整備計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

3 観光圏整備計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第五号に掲げる事項について、次条第一項の◆協議会◆が組織されている場合には◆協議会◆における協議を、同項の◆協議会◆が組織されていない場合には観光圏整備事業を実施すると見込まれる者と協議をしなければならない。

6 市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務（いずれも同項第二号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であって同法第六条第二項の交付金を充てて実施しようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第四項に規定する農林漁業団体等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。

7 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村にあっては主務大臣、関係する都道府県（当該市町村と共同して当該観光圏整備計画を作成した都道府県を除く。）及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、都道府県にあっては主務大臣、関係する市町村（当該都道府県と共同して当該観光圏整備計画を作成した市町村を除く。）及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、観光圏整備計画を送付しなければならない。

8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により観光圏整備計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては市町村又は都道府県に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 第三項から前項までの規定は、観光圏整備計画の変更について準用する。

（◆協議会◆）

第五条

観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県

二 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者として主務省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者のほか、観光圏整備事業を実施すると見込まれる者

四 関係する住民、学識経験者その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

3 第一項の規定により◆協議会◆を組織する市町村又は都道府県は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、観光圏整備計画の作成が円滑に行われるように、◆協議会◆の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

自然再生推進法

(平成十四年十二月十一日法律第百四十八号)

(自然再生基本方針)

第七条

政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 自然再生の推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定する◆協議会◆に関する基本的事項

三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

(自然再生◆協議会◆)

第八条

実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織するものとする。

2 ◆協議会◆は、次の事務を行うものとする。

一 自然再生全体構想を作成すること。

二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。

- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。
 - 一 自然再生の対象となる区域
 - 二 自然再生の目標
 - 三 ◆協議会◆に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 ◆協議会◆の組織及び運営に関して必要な事項は、◆協議会◆が定める。
- 5 ◆協議会◆の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

（自然再生事業実施計画）

第九条

実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する◆協議会◆の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について◆協議会◆において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

● [リストへ戻る](#)

地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地球温暖化対策地域◆協議会◆）

第二十六条

地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域◆協議会◆（以下「地域◆協議会◆」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域◆協議会◆の構成員は、

その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、地域◆協議会◆が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第二十七条

環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域◆協議会◆その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

● [リストへ戻る](#)

2 その他

福島復興再生特別措置法

(平成二十四年三月三十一日法律第二十五号)

(居住安定◆協議会◆)

第二十五条

福島県及び避難指示区域をその区域に含む市町村（以下この項において「福島県等」という。）は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者（以下この項において「避難者」という。）に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。この場合において、福島県等は、必要と認めるときは、◆協議会◆に福島県等以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

第七十条

原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織する。

2 ◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 復興大臣及び福島県知事

二 内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その他の者

3 ◆協議会◆に議長を置き、復興大臣をもって充てる。

4 内閣総理大臣は、いつでも◆協議会◆に出席し発言することができる。

5 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ◆協議会◆において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

(平成十七年六月二十九日法律第七十九号)

最終改正年月日：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(地域住宅◆協議会◆)

第五条

都道府県、市町村、機構及び公社（以下「都道府県等」という。）は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織することができる。この場合において、都道府県等は、必要と認めるときは、◆協議会◆に、当該都道府県等以外の公的賃貸住宅等の整備等を行う者を加えることができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

(平成十四年十一月二十九日法律第百二十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(促進◆協議会◆)

第七条

主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事（以下この条において「主務大臣等」という。）は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進◆協議会◆を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、主務大臣等又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、促進◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、促進◆協議会◆が定める。

5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。

● [リストへ戻る](#)

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

(平成十二年五月二十六日法律第八十七号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(大深度地下使用◆協議会◆)

第七条

公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、対象地域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係行政機関及び関係都道府県（以下この条において「国の行政機関等」という。）により、大深度地下使用◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を組織する。

2 前項の協議を行うための会議（第五項において「会議」という。）は、国の行政機関等の長又はその指名する職員をもって構成する。

3 ◆協議会◆は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 ◆協議会◆は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

5 会議において協議が調った事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 ◆協議会◆の庶務は、国土交通省において処理する。

7 前項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

(事前の事業間調整)

第十二条

事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書を作成し、前条第一項の事業にあつては当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこれを送付しなければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 事業区域の概要
- 四 使用の開始の予定時期及び期間
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算しておおむね三十日間の期間を定めて、縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている◆協議会◆の構成員にその写しを送付しなければならない。

4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された◆協議会◆の構成員（第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該◆協議会◆の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があつたときは、当該調整に努めなければならない。

6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施行することとなった事業者については、前各項の規定は、適用しない。

● [リストへ戻る](#)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 抄

(平成十六年六月十八日法律第百十二号)

最終改正年月日:平成二二年一二月三日法律第六五号

第五節 都道府県国民保護◆協議会◆及び市町村国民保護◆協議会◆

(都道府県◆協議会◆の設置及び所掌事務)

第三十七条

都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県に、都道府県国民保護◆協議会◆（以下この条及び次条において「都道府県◆協議会◆」という。）を置く。

2 都道府県◆協議会◆は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

3 都道府県知事は、第三十四条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県◆協議会◆に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、都道府県◆協議会◆がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(都道府県◆協議会◆の組織)

第三十八条

都道府県◆協議会◆は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者

三 当該都道府県の副知事

四 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長

五 当該都道府県の職員（前二号に掲げる者を除く。）

六 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長

七 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 都道府県◆協議会◆に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村◆協議会◆の設置及び所掌事務)

第三十九条

市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護◆協議会◆（以下この条及び次条において「市町村◆協議会◆」という。）を置く。

2 市町村◆協議会◆は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村◆協議会◆に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村◆協議会◆がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村◆協議会◆の組織)

第四十条

市町村◆協議会◆は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村◆協議会◆に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

● [リストへ戻る](#)

原子力災害対策特別措置法

（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

最終改正年月日：平成一八年一二月二二日法律第一一八号

（原子力災害合同対策◆協議会◆）

第二十三条

原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策◆協議会◆を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策◆協議会◆は、次に掲げる者をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策◆協議会◆は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策◆協議会◆の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

● [リストへ戻る](#)

中部圏開発整備法

（昭和四十一年七月一日法律第百二号）

最終改正年月日：平成一七年七月二九日法律第八九号

（中部圏開発整備地方◆協議会◆）

第八条

中部圏の開発及び整備に関する重要事項を調査審議するため、関係県は、その協議により規約を定め、共同して、中部圏開発整備地方◆協議会◆を設置する。

- 2 前項の規定による関係県の協議については、当該県の議会の議決を経なければならない。
- 3 中部圏開発整備地方◆協議会◆は、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 関係県の知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の市長
- 二 関係県及び関係指定都市の議会の議長
- 三 関係市の市長（関係指定都市の市長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
- 四 関係市の議会の議長（関係指定都市の議会の議長を除く。）を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
- 五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
- 六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者
- 七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者
- 4 この法律に定めるもののほか、◆中部圏開発◆整備地方◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

（◆中部圏開発◆整備計画の案の作成及び提出）

第十条

関係県は、その協議により、◆中部圏開発◆整備地方◆協議会◆の調査審議を経て◆中部圏開発◆整備計画の案を作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

● [リストへ戻る](#)

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

（平成六年三月四日法律第八号）

（◆協議会◆）

第九条

事業計画が定められたときは、関係地方公共団体の長、関係河川管理者、当該事業計画の対象とされている取水地点（次条第一項及び第十四条第二項において「計画取水地点」という。）に係る水道事業者（以下「計画水道事業者」という。）及び計画水道原水水質保全事業を実施する者は、計画水道原水水質保全事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議（次項において「会議」という。）は、前項に規定する者又はその指名する職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 ◆協議会◆の庶務は、第一項の事業計画を定めた都道府県又は河川管理者において処理する。

5 前項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

● [リストへ戻る](#)

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法

（平成八年六月二十一日法律第九十三号）

最終改正年月日：平成一八年一二月二〇日法律第一一五号

（協力依頼等）

第十五条

機構は、第三条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 政府は、財務省、法務省、金融庁、警察庁その他の関係行政庁の職員をもって構成する連絡◆協議会◆を設け、機構が第三条第一項に規定する業務を円滑に行うため必要な支援を行うものとする。

● [リストへ戻る](#)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成四年六月三日法律第七十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(窒素酸化物総量削減計画)

第七条

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあつては、窒素酸化物総量削減基本方針に基づき、当該窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画（以下「窒素酸化物総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 窒素酸化物総量削減計画は、当該窒素酸化物対策地域について、第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに削減させることを目途として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物の発生源における窒素酸化物の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該窒素酸化物対策地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量

二 当該窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量

三 当該窒素酸化物対策地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物について、二酸化窒素に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される総量

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方途

3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、第十条第一項に規定する◆協議会◆の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

4 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めたときは、第二項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

6 前三項の規定は、窒素酸化物総量削減計画の変更（第十六条第一項の窒素酸化物重点対策計画を策定し、又は変更する場合を含む。）について準用する。

(◆協議会◆)

第十条

第六条第一項又は第八条第一項の規定により窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域が定められたときは、当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県に、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される◆協議会◆を置く。

2 前項に定めるもののほか、同項の◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

大阪湾臨海地域開発整備法

(平成四年十二月二十四日法律第百十号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(促進◆協議会◆)

第十条

同意整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、促進◆協議会◆を組織する。

2 前項の協議を行うための会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「主務大臣等」という。）又はその指名する職員

二 主務大臣等が協議して指名する関係市町村長その他の者

3 前項に定めるもののほか、促進◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、促進◆協議会◆が定める。

4 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、機構、関係事業者その他学識経験のある者の意見を聴くものとする。

幹線道路の沿道の整備に関する法律

(昭和五十五年五月一日法律第三十四号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(沿道整備◆協議会◆)

第八条

第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、当該沿道整備道路及びその沿道の整備に関し必要となるべき措置について協議するため、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村及び当該沿道整備道路の道路管理者（以下この項において「都道府県知事等」という。）は、沿道整備◆協議会◆（以下この条において「◆協議会◆」という。）を組織することができる。この場合において、都道府県知事等は、必要と認めるときは、協議して、◆協議会◆に国の地方行政機関を加えることができる。

2 前項前段の協議を行うための会議において協議が調った事項については、◆協議会◆の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 ◆協議会◆の庶務は、都道府県知事が統轄する都道府県において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

災害対策基本法

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二四号

(定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の◆協議会◆が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の◆協議会◆が作成するもの

（関係行政機関等に対する協力要求等）

第十三条

中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体

の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の◆協議会◆（都道府県防災会議の◆協議会◆又は市町村防災会議の◆協議会◆をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

（地方防災会議の◆協議会◆）

第十七条

都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の◆協議会◆又は市町村防災会議の◆協議会◆を設置することができる。

2 前項の規定により◆協議会◆を設置したときは、都道府県防災会議の◆協議会◆にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の◆協議会◆にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（政令への委任）

第二十条

第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の◆協議会◆に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条

都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の◆協議会◆を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条

都道府県防災会議の◆協議会◆は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の◆協議会◆が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4 都道府県防災会議の◆協議会◆は、第一項の規定により都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条

都道府県防災会議の◆協議会◆は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の◆協議会◆が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条

市町村防災会議の◆協議会◆は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第四十二条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第四十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により市町村防災会議の◆協議会◆が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第四十五条

地方防災会議の会長又は地方防災会議の◆協議会◆の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその◆協議会◆にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその◆協議会◆にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の◆協議会◆の代表者は、都道府県防災会議又はその◆協議会◆にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその◆協議会◆にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

● [リストへ戻る](#)

総合法律支援法

(平成十六年六月二日法律第七十四号)

最終改正年月日:平成二三年六月二四日法律第七十四号

(支援センター等の義務等)

第三十二条

支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者

並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、◆協議会◆の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力を行うことができる。

6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

● [リストへ戻る](#)

厚生労働省設置法

(平成十一年七月十六日法律第九十七号)

最終改正年月日:平成二三年六月二二日法律第七二号

(設置)

第六条

本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会

労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

独立行政法人評価委員会

がん対策推進◆協議会◆

肝炎対策推進◆協議会◆

中央最低賃金審議会

労働保険審査会

中央社会保険医療◆協議会◆

社会保険審査会

(がん対策推進◆協議会◆)

第十一条の三

がん対策推進◆協議会◆については、がん対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(肝炎対策推進◆協議会◆)

第十一条の四

肝炎対策推進◆協議会◆については、肝炎対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(中央社会保険医療◆協議会◆)

第十四条

中央社会保険医療◆協議会◆については、社会保険医療◆協議会◆法（昭和二十五年法律第四十七号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）並びにこれらに基づく命令の定め

るところによる。

● [リストへ戻る](#)

国民健康保険法

（昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号）

最終改正年月日：平成二三年六月二四日法律第七四号

※国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の全部を改正する。

（国民健康保険運営◆協議会◆）

第十一条

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営◆協議会◆を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営◆協議会◆に関して必要な事項は、政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

社会保険医療協議会法

（昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号）

最終改正年月日：平成二三年六月二二日法律第七二号

（設置）

第一条

厚生労働省に、中央社会保険医療◆協議会◆（以下「中央◆協議会◆」という。）を置く。

2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療◆協議会◆（以下「地方◆協議会◆」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条

中央◆協議会◆は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

2 地方◆協議会◆は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

（組織）

第三条

中央◆協議会◆又は地方◆協議会◆は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人

三 公益を代表する委員六人

2 厚生労働大臣は、地方◆協議会◆において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。

3 厚生労働大臣は、それぞれ中央◆協議会◆又は地方◆協議会◆において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

6 中央◆協議会◆の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第五条

中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央◆協議会◆又は地方◆協議会◆を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条

中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第七条

中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆は、それぞれ、会長が招集する。

2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央◆協議会◆又は地方◆協議会◆を招集しなければならない。

第八条

中央◆協議会◆の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央◆協議会◆の運営に関する事項について協議を行い、中央◆協議会◆の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

2 中央◆協議会◆が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央◆協議会◆の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九条

この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央◆協議会◆又は地方◆協議会◆の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

健康保険法

(大正十一年四月二十二日法律第七十号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

(地方社会保険医療◆協議会◆への諮問)

第六十七条

厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三条第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療◆協議会◆の議を経なければならない。

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第七十一条

第六十四条の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。

一 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき。

3 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療◆協議会◆の議を経なければならない。

4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医及び保険薬剤師に係る第六十四条の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(社会保険医療◆協議会◆への諮問)

第八十二条

厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項（これらの規定を第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号若しくは第四号若しくは第七十六条第二項（これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。ただし、第六十三条第二項第三号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る第六十三条第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

（入院時食事療養費）

第八十五条

被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5 被保険者が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があったものとみなす。

7 被保険者が第六十三条第三項第三号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、入院時食事療養費の支給があったものとみなす。

8 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

9 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条及び前条第一項の規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

（入院時生活療養費）

第八十五条の二

特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

4 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

5 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

（保険外併用療養費）

第八十六条

被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二 当該食事療養につき第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3 厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

4 第六十三条第四項、第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

5 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（訪問看護療養費）

第八十八条

被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があったものとみなす。

8 第七十五条の規定は、第六項の場合において第四項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があったときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 指定訪問看護は、第六十三条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（厚生労働大臣の指導）

第九十一条

指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

第九十二条

指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療◆協議会◆に諮問するものとする。

● [リストへ戻る](#)

老人保健法 → 高齢者の医療の確保に関する法律

（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）（昭和五十七年八月十七日法律第八十号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(医療に関する基準)

第三十条

医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療◆協議会◆の意見を聴いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療◆協議会◆は、社会保険医療◆協議会◆法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

(療養の給付に関する基準)

第七十一条

療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療◆協議会◆の意見を聴いて定めるものとする。

2 中央社会保険医療◆協議会◆は、社会保険医療◆協議会◆法（昭和二十五年法律第四十七号）第二条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生労働大臣に文書をもつて建議することができる。

● [リストへ戻る](#)

道路交通法

(昭和三十一年六月二十五日法律第五号)

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(地域交通安全活動推進委員◆協議会◆)

第八十八条の三十

地域交通安全活動推進委員は、公安委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員◆協議会◆を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員◆協議会◆は、地域交通安全活動推進委員が前条第二項の活動を行う場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うことその他地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員◆協議会◆は、地域交通安全活動推進委員の活動に関し必要と認める意見を、公安委員会及び当該地域交通安全活動推進委員◆協議会◆に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前三項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員◆協議会◆に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県交通安全活動推進センター)

第八十八条の三十一

公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について広報活動を行うこと。

- 二 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動を行うこと。
- 三 交通事故に関する相談に応ずること。
- 四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。
- 五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと（第一号に該当するものを除く。）。
- 六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと（第二号に該当するものを除く。）。
- 七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。
- 八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること（前号の許可に係るものを除く。）。
- 九 運転適性指導（道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。）を行うこと。
- 十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
- 十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。
- 十二 地域交通安全活動推進委員◆協議会◆の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。
- 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 7 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 8 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
（罰則 第五項については第百十七条の五第三号）

● [リストへ戻る](#)

深海底鉱業暫定措置法

（昭和五十七年七月十六日法律第六十四号）

最終改正年月日：平成二三年七月二二日法律第八四号

（鉱山保安法の準用）

第三十九条

深海底鉱業を行うことに伴う保安の確保については、鉱山保安法の規定（第三十三条第一項、第五十一条及び第五十三条から第五十七条までの規定を除く。）を準用する。この場合において、同法の規定（第二条第一項及び第十一条の規定を除く。）中「鉱業権者」とあるのは「◆深海底鉱業暫定措置法◆第十四条第一項に規定する深海底鉱業者」と、「経済産業大臣又は産業保安監督部長」とあるのは「経済産業大臣」と、「鉱区外又は租鉱区外」とあるのは「同法第十三条第二項第五号に規定する深海底鉱区外」と、同法第十三条第一項及び第三項から第五項までの規定、第十五条、第二十二條第四項、第二十三条第一

項、第二十四条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第二項、第三十五条から第三十八条までの規定、第三十九条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条第一号及び第二号並びに第四十八条中「産業保安監督部長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第十七条第二項中「鉱業権の移転があつたとき」とあるのは「◆深海底鉱業暫定措置法◆第十四条第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があつたとき」と、同法第三十三条第二項中「施業案」とあるのは「◆深海底鉱業暫定措置法◆第二十四条第一項の規定による施業案」と、同法第三十九条第一項中「鉱業権が消滅した」とあるのは「◆深海底鉱業暫定措置法◆第四条第一項の許可が効力を失つた」と、同法第四十二条中「鉱業事務所」とあるのは「経済産業省令で定める場所」と読み替えるものとする。

(中央鉱山保安◆協議会◆)

第三十九条の二

鉱山保安法第五十一条の中央鉱山保安◆協議会◆は、深海底鉱業を行うことに伴う保安の確保を図るため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条において準用する鉱山保安法第五十二条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 二 経済産業大臣の諮問に応じて深海底鉱業を行うことに伴う保安に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。

● [リストへ戻る](#)

障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

最終改正年月日:平成二三年八月五日法律第九〇号

(障害者基本計画等)

第十一条

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進◆協議会◆の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進◆協議会◆の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進◆協議会◆を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(中央障害者施策推進◆協議会◆)

第三十二条

内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進◆協議会◆（以下「中央◆協議会◆」という。）を置く。

第三十三条

中央◆協議会◆は、委員三十人以内で組織する。

2 中央◆協議会◆の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央◆協議会◆が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 中央◆協議会◆の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、中央◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方障害者施策推進◆協議会◆)

第三十四条

都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、地方障害者施策推進◆協議会◆を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進◆協議会◆は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進◆協議会◆を置くことができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進◆協議会◆が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

● [リストへ戻る](#)

子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

(子ども・若者支援地域◆協議会◆)

第十九条

地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、◆協議会◆を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（◆協議会◆の事務等）

第二十条

◆協議会◆は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 ◆協議会◆を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 ◆協議会◆は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条

◆協議会◆を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、◆協議会◆に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、◆協議会◆の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条

◆協議会◆を設置した地方公共団体の長は、当該◆協議会◆において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、◆協議会◆の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条

国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（◆協議会◆を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 ◆協議会◆及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条

◆協議会◆の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は◆協議会◆の事務に従事していた者は、正当な理由なく、◆協議会◆の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(◆協議会◆の定める事項)

第二十五条

第十九条から前条までに定めるもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、◆協議会◆が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条

内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は◆協議会◆の意見を聴くものとする。

● [リストへ戻る](#)

鉱山保安法

(昭和二十四年五月十六日法律第七十号)

最終改正年月日:平成二三年七月二二日法律第八四号

(鉱山保安◆協議会◆)

第五十一条

原子力安全・保安院に中央鉱山保安◆協議会◆（以下「中央◆協議会◆」という。）を、産業保安監督部に地方鉱山保安◆協議会◆（以下「地方◆協議会◆」という。）を置く。

第五十二条

経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央◆協議会◆の議に付さなければならない。

- 一 第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査すべき事項を定める経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第三十四条の規定による命令をしようとするとき。

第五十三条

中央◆協議会◆は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - 二 経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。
 - 四 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）及び深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 地方◆協議会◆は、保安に関する重要事項について、産業保安監督部長の諮問に応じ調査審議し、必要があると認めるときは、産業保安監督部長に意見を述べることができる。

第五十四条

中央◆協議会◆の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、経済産業大臣が任命する。

2 地方◆協議会◆の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

第五十五条

中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五十六条

中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第五十七条

この法律に定めるもののほか、中央◆協議会◆及び地方◆協議会◆に関し必要な事項は、政令で定める。

● [リストへ戻る](#)

人権擁護委員法

(昭和二十四年五月三十一日法律第百三十九号)

最終改正年月日:平成十一年一二月二二日法律第一六〇号

(◆協議会◆、連合会及び全国連合会)

第十六条

人権擁護委員は、法務大臣が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員◆協議会◆を組織する。

2 人権擁護委員◆協議会◆は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。但し、北海道にあつては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(◆協議会◆の任務)

第十七条

人権擁護委員◆協議会◆の任務は、左の通りとする。

一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。

三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。

四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。

五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。

2 人権擁護委員◆協議会◆は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第十八条

都道府県人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

一 人権擁護委員◆協議会◆の任務に関する連絡及び調整をすること。

二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。

- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
 - 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
 - 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第十九条

法務大臣は、人権擁護委員、人権擁護委員◆協議会◆、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめることに意を用いなければならない。

● [リストへ戻る](#)

民生委員法

(昭和二十三年七月二十九日法律第百九十八号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

第二十条

民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員◆協議会◆を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員◆協議会◆を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで

削除

第二十四条

民生委員◆協議会◆の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員◆協議会◆は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員◆協議会◆は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員◆協議会◆に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条

民生委員◆協議会◆を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員◆協議会◆の会務をとりまとめ、民生委員◆協議会◆を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条

民生委員、民生委員推薦会、民生委員◆協議会◆及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

水防法

(昭和二十四年六月四日法律第百九十三号)

(都道府県の水防計画)

第七条

都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防◆協議会◆（次条第一項に規定する都道府県水防◆協議会◆をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

4 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防◆協議会◆)

第八条

都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防◆協議会◆を置くことができる。

2 都道府県水防◆協議会◆は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防◆協議会◆は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防◆協議会◆に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条

市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用す

る施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の◆協議会◆が設置されている場合について準用する。この場合において、第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の◆協議会◆（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の◆協議会◆をいう。」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の◆協議会◆」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防計画）

第三十三条

指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防◆協議会◆（次条第一項に規定する水防◆協議会◆をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防◆協議会◆、水防◆協議会◆を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防◆協議会◆）

第三十四条

指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防◆協議会◆を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防◆協議会◆を置くものとする。

2 指定管理団体の水防◆協議会◆は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防◆協議会◆は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関

係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防◆協議会◆に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

● [リストへ戻る](#)

職業安定法

(昭和二十二年十一月三十日法律第百四十一号)

最終改正年月日:平成二三年六月三日法律第六一号

(官庁間の連絡)

第五十三条

政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を図り、及び労働力を最も有効に発揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡◆協議会◆を設置することができる。

● [リストへ戻る](#)

産業活力再生特別措置法

(平成十一年八月十三日法律第百三十一号)

最終改正年月日:平成二三年六月八日法律第六三号

(認定支援機関)

第四十一条

経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は中小企業経営資源活用

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生

二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。

三 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、第一号イ又はロに掲げるものに関する研修を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託に基づき、第四十七条に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認証を受け、かつ、第四十八条第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続（同法第二条第一号に規定する手続をいう。）を実施することができる。

4 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 事務所の所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援◆協議会◆の委員として任命しようとする委員の候補者

四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項

イ 中小企業再生支援業務の内容

ロ 中小企業再生支援業務の実施体制

ハ 中小企業再生支援業務を行う地域

ニ イからハまでに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

5 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（中小企業再生支援◆協議会◆）

第四十二条

認定支援機関に、中小企業再生支援◆協議会◆を置く。

2 中小企業再生支援◆協議会◆は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。

3 中小企業再生支援◆協議会◆の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援◆協議会◆の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援◆協議会◆の委員に変更があったときも、同様とする。

5 中小企業再生支援◆協議会◆は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。

6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（秘密保持義務）

第四十三条

認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援◆協議会◆の委員又はこれらの職にあった者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一 認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務（同号ロに掲げるものに係るものに限る。）及び同項第二号に掲げる業務（以下この号において単に「業務」と総称する。）を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援◆協議会◆の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

二 認定支援機関が第四十一条第二項第二号に掲げる業務（以下この号において単に「業務」という。）を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援◆協議会◆の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援◆協議会◆の委員に提供する当該業務に関する情報

（中小企業信用保険法の特例）

第四十六条

認定支援機関であって、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であって、中

小企業再生支援◆協議会◆の決定を経たものをいう。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十六条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

● [リストへ戻る](#)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年十月二日法律第百十四号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(就業制限)

第十八条

都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する◆協議会◆の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該◆協議会◆の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該◆協議会◆に報告しなければならない。

(入院)

第十九条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得よう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従

わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する◆協議会◆に報告しなければならない。

第二十条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する◆協議会◆の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得よう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（書面による通知）

第二十三条

第十七条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する入院の勧告、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項に規定する入院の措置並びに同条第四項に規定する入院の期間の延長をする場合について準用する。

(感染症の診査に関する◆協議会◆)

第二十四条

各保健所に感染症の診査に関する◆協議会◆(以下この条において「◆協議会◆」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の◆協議会◆を置くことができる。

3 ◆協議会◆は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諮問に応じ、第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。

二 第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。

4 ◆協議会◆は、委員三人以上で組織する。

5 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

6 この法律に規定するもののほか、◆協議会◆に関し必要な事項は、条例で定める。

(結核患者の医療)

第三十七条の二

都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する◆協議会◆の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

● [リストへ戻る](#)

博物館法(図書館法も同様)

(昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(博物館◆協議会◆)

第二十条

公立博物館に、博物館◆協議会◆を置くことができる。

2 博物館◆協議会◆は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条

博物館◆協議会◆の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条

博物館◆協議会◆の設置、その委員の定数及び任期その他博物館◆協議会◆に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

● [リストへ戻る](#)

卸売市場法

(昭和四十六年四月三日法律第三十五号)

最終改正年月日:平成二三年六月三〇日法律第八二号

(中央卸売市場開設運営◆協議会◆)

第十三条

第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営◆協議会◆(以下「◆協議会◆」という。)を置くことができる。

2 ◆協議会◆の委員は、学識経験のある者のうちから、◆協議会◆を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を◆協議会◆の委員に委嘱することができる。

3 前二項に規定するもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、◆協議会◆を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

● [リストへ戻る](#)

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

(平成七年五月八日法律第八十八号)

最終改正年月日:平成二三年六月二四日法律第七四号

(運営◆協議会◆)

第七条

都道府県緑化推進委員会は、運営◆協議会◆を置くものとする。

2 運営◆協議会◆は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営◆協議会◆の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(計画の公告及び届出)

第十九条

都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営◆協議会◆の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第二十条

都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営◆協議会◆の意見を聴かなければ

ばならない。

● [リストへ戻る](#)

警察法

(昭和二十九年六月八日法律第百六十二号)

最終改正年月日:平成二〇年六月一八日法律第八〇号◆警察法◆(昭和二十二年法律第百九十六号)の全部を改正する。

(警察署◆協議会◆)

第五十三条の二

警察署に、警察署◆協議会◆を置くものとする。ただし、管轄区域内の人口が僅少であることその他特別の事情がある場合は、これを置かないことができる。

2 警察署◆協議会◆は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。

3 警察署◆協議会◆の委員は、都道府県公安委員会が委嘱する。

4 警察署◆協議会◆の設置、その委員の定数、任期その他警察署◆協議会◆に関し必要な事項は、条例(警察署◆協議会◆の議事の手続にあつては、都道府県公安委員会規則)で定める。

● [リストへ戻る](#)

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正年月日:平成一一年七月一六日法律第一〇二号

(設置)

第一条

都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題◆協議会◆及び市町村青少年問題◆協議会◆(特別区にあつては、特別区青少年問題◆協議会◆。以下同じ。)(以下「地方青少年問題◆協議会◆」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条

地方青少年問題◆協議会◆は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題◆協議会◆は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条

地方青少年問題◆協議会◆は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題◆協議会◆にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条

地方青少年問題◆協議会◆は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条

国は、都道府県青少年問題◆協議会◆を置く都道府県及び市青少年問題◆協議会◆を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題◆協議会◆及び市青少年問題◆協議会◆の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条

この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題◆協議会◆に関し必要な事項は、条例で定める。

● [リストへ戻る](#)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号)

最終改正年月日:平成五年一二月二二日法律第九七号

(総合計画)

第七条

市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策◆協議会◆の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策◆協議会◆)

第八条

市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策◆協議会◆（以下「◆協議会◆」という。）を置くことができる。

2 ◆協議会◆は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 ◆協議会◆は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、◆協議会◆の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

● [リストへ戻る](#)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号)

最終改正年月日:平成二二年五月二八日法律第三七号

(排出油等の防除に関する◆協議会◆)

第四十三条の六

管区海上保安本部長、タンカー又は有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者、油又は有害液体物質の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の国土交通省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う◆協議会◆を組織することができる。

一 当該海域における排出油等の防除に関する自主基準の作成

二 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

三 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

四 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

2 前項の◆協議会◆は、当該◆協議会◆が組織された海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

● [リストへ戻る](#)

石油コンビナート等災害防止法

(昭和五十年十二月十七日法律第八十四号)

最終改正年月日:平成二三年五月二日法律第三七号

(石油コンビナート等特別防災区域◆協議会◆)

第二十二条

一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域◆協議会◆を置くように努めなければならない。

一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

四 共同防災訓練の実施

(防災本部の◆協議会◆)

第三十条

一の特別防災区域が二以上の都府県にわたって所在する場合には、当該特別防災区域に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進するため、これらの都府県は、協議により規約を定め、当該特別防災区域に関し、防災本部の◆協議会◆を設置しなければならない。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号ハに該当するものである場合は、防災本部の◆協議会◆を設置しないことができる。

2 前項の防災本部の◆協議会◆の組織、運営その他防災本部の◆協議会◆に関し必要な事項は、政令で定める。

(石油コンビナート等防災計画)

第三十一条

防災本部及びその◆協議会◆は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の◆協議会◆にあつては、当該◆協議会◆を設置した二以上の都府県にわたって所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する都道府県相互間地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 防災計画においては、前項の特別防災区域に係る防災に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。
- 三 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。
- 四 特定事業者間の相互応援に関すること。
- 五 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。
- 六 災害の想定に関すること。
- 七 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関すること。
- 八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に関すること。
- 九 現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。
- 十 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十一 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十二 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。
- 十三 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。

3 防災計画においては、第一項の特別防災区域に係る防災に関し、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 防災に関する調査研究に関すること。
 - 二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。
 - 三 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- 4 防災本部及びその◆協議会◆は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。
- 5 防災本部及びその◆協議会◆は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(災害対策基本法等との関係)

第三十二条

災害対策基本法第二条第十号イからニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第二十三条第一項、第四項及び第六項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十七条第七項及び第八項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する地域又は区域は、特別防災区域（第二十七条第二項の規定により防災本部を置かないこととする都道府県の区域内に所在するものを除く。次項において同じ。）を含まないものとする。

2 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の適用については、同法第二条第十号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する特別防災区域については、同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）」と、同法第三条第四項中「この法律の規定による都道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六条第一項中「この法律の規定による国」とあるのは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）又は」と、「都道府県防災会議の◆協議会◆」とあるのは「都道府県防災会議の◆協議会◆、石油コンビナート等防災本部の◆協議会◆」と、同法第二十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議、石油コンビナート等防災本部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域防災計画」とあるのは「、都道府県地域防災計画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しくは本部長」と、「都道府県防災会議又はその」とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるのは「石油コンビナート等防災計画」とする。

● [リストへ戻る](#)

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(所轄庁)

第三十条

社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉◆協議会◆である社会福祉法人指定都市の長

二 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を越えないものの中核市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(都道府県社会福祉◆協議会◆の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条

都道府県社会福祉◆協議会◆は、第百十条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉◆協議会◆その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものと

する。

（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

第八十二条

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

（運営適正化委員会）

第八十三条

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉◆協議会◆に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

第八十八条

都道府県社会福祉◆協議会◆は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合には、この限りでない。

（市町村社会福祉◆協議会◆及び地区社会福祉◆協議会◆）

第百九条

市町村社会福祉◆協議会◆は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉◆協議会◆の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉◆協議会◆は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉◆協議会◆のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉◆協議会◆の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉◆協議会◆及び地区社会福祉◆協議会◆は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉◆協議会◆及び地区社会福祉◆協議会◆の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉◆協議会◆及び地区社会福祉◆協議会◆は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを

拒んではならない。

（都道府県社会福祉◆協議会◆）

第百十条

都道府県社会福祉◆協議会◆は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉◆協議会◆の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉◆協議会◆の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉◆協議会◆について準用する。

（社会福祉◆協議会◆連合会）

第百十一条

都道府県社会福祉◆協議会◆は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉◆協議会◆連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉◆協議会◆連合会について準用する。

（共同募金会の認可）

第百十四条

第三十条第一項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第三十二条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

- 一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉◆協議会◆が存すること。
- 二 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
- 三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
- 四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（計画の公告）

第百十九条

共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉◆協議会◆の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

● [リストへ戻る](#)

市町村の合併の特例に関する法律

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

最終改正年月日：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

（合併◆協議会◆の設置）

第三条

市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う◆協議会◆（以下「合併◆協議会◆」という。）を置くものとする。

2 合併◆協議会◆の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併◆協議会◆の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

4 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併◆協議会◆には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併◆協議会◆には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（合併◆協議会◆設置の請求）

第四条

選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併◆協議会◆を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、当該請求があった市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併◆協議会◆に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併◆協議会◆設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併◆協議会◆設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項のすべての回答が合併◆協議会◆設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を發した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併◆協議会◆設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併◆協議会◆設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合

併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

14 第十項前段又は第十一項の規定による請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十一項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十一項の代表者）及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

17 第十四項の規定による投票において、合併◆協議会◆設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併◆協議会◆設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。

18 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併◆協議会◆設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併◆協議会◆設置協議により規約を定め、合併◆協議会◆を置くものとする。

19 前項の規定により合併◆協議会◆が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併◆協議会◆の規約を第一項の代表者（第十一項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十一項の代表者）に通知しなければならない。

20 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項後段、第四項、第八項、第九項、第十項後段、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

第五条

合併◆協議会◆を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併◆協議会◆の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき◆市町村の合併◆の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併◆協議会◆を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併◆協議会◆の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得

なければならない。

3 第一項の規定による請求があったときは、当該請求があった同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。

4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併◆協議会◆に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

8 同一請求関係市町村の長は、第六項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（以下この条において「基準日」という。）をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下この条において「合併◆協議会◆設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

12 合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併◆協議会◆設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

14 第十二項の規定による通知がすべての合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があった旨のものであった場合には、合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

15 合併◆協議会◆設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

16 前項の規定による請求があったときは、合併◆協議会◆設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

17 前項の規定により通知を受けた合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当

該合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

18 合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかったすべての合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

19 前項の規定により通知を受けた合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

20 第十八項の規定により通知を受けた合併◆協議会◆設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、合併◆協議会◆設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併◆協議会◆設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併◆協議会◆設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併◆協議会◆設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について合併◆協議会◆設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。

27 すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該同一請求に基づく合併◆協議会◆設置協議により規約を定め、合併◆協議会◆を置くものとする。

28 前項の規定により合併◆協議会◆が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併◆協議会◆の規約を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知しなければならない。

29 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併◆協議会◆の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六十分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）」とあるのは「表示をされている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市

(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二十第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条

合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併◆協議会◆は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併◆協議会◆は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併◆協議会◆が置かれた場合には、当該合併◆協議会◆は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

8 第六項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域◆協議会◆(地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域◆協議会◆をいう。)又は当該合併特例区の合併特例区◆協議会◆の意見を聴かなければならない。

9 第四項の規定は、第六項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準

用する。

(合併特例区◆協議会◆の設置及び構成員)

第三十六条

合併特例区に、合併特例区◆協議会◆を置く。

2 合併特例区◆協議会◆の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。

3 前項の方法は、合併特例区◆協議会◆の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。

4 合併特例区◆協議会◆の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。

5 合併特例区◆協議会◆の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。

6 合併特例区◆協議会◆の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。

7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区◆協議会◆の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区◆協議会◆（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区◆協議会◆をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

● [リストへ戻る](#)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

(平成二十三年八月十二日法律第九十八号)

(住所移転者◆協議会◆)

第十二条

指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者◆協議会◆を置くことができる。

2 住所移転者◆協議会◆の構成員は、特定住所移転者のうちから、指定市町村の長が選任する。

3 住所移転者◆協議会◆の構成員の任期は、条例で定める期間とする。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、住所移転者◆協議会◆の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

5 住所移転者◆協議会◆は、前条第一項から第三項までに定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、指定市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

6 指定市町村の長その他の機関は、前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住所移転者◆協議会◆の構成員の定数その他の住所移転者◆協議会◆の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

● [リストへ戻る](#)

国立大学法人法

(平成十五年七月十六日法律第百十二号)
最終改正年月日:平成二二年五月二八日法律第三七号

(役員の任命)

第十二条

学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営◆協議会◆において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第二款 経営◆協議会◆等

(経営◆協議会◆)

第二十条

国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営◆協議会◆を置く。

2 経営◆協議会◆は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項第三号の委員の数は、経営◆協議会◆の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4 経営◆協議会◆は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項

5 経営◆協議会◆に議長を置き、学長をもって充てる。

6 議長は、経営◆協議会◆を主宰する。

第二款 経営◆協議会◆等

(経営◆協議会◆)

第二十七条

大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営◆協議会◆を置く。

2 経営◆協議会◆は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

3 前項第三号の委員の数は、経営◆協議会◆の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

4 経営◆協議会◆は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの

三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項

5 経営◆協議会◆に議長を置き、機構長をもって充てる。

6 議長は、経営◆協議会◆を主宰する。

● [リストへ戻る](#)